

「臨時福祉商品券給付事業」の精算について

1 概要

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、会計検査院の現地検査の結果、板橋区商店街振興組合連合会（以下、振連）との委託契約により実施した「臨時福祉商品券給付事業」について、精算方法が事業目的からして不適切な状態であることが判明した。

これを受けて、委託先に対して、概算払いした委託料のうち、信用金庫において換金されることがなく給付された商品券の金額（51,577,500円）について、令和4年度に返還の請求を行い、返還に向けた協議を行っている。

2 臨時福祉商品券給付事業の概要について

（1）事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困難な家庭の支援及び区内における消費の喚起・下支えを目的として、低所得者等に対して区内共通商品券を交付する（財源として地方創生臨時交付金を事業費全額に充当）。

（2）対象者

- ①令和2年1月1日及び8月1日に住民登録がされており、住民税が非課税である者。ただし、課税者に扶養されているものは除く。
- ②令和2年8月1日時点において、生活保護または中国残留邦人支援給付を受給している者。

（3）給付物

区内共通商品券1万円分

（4）委託先

板橋区商店街振興組合連合会ほか

（5）委託料の精算

板橋区商店街振興組合連合会との委託契約では、「概算払いとし、板橋区臨時福祉商品券の交付枚数（転居先不明等で返戻された分を除く）及び事務費により精算する。」（同契約書の仕様書第6項「委託料の支払」）と規定されている。

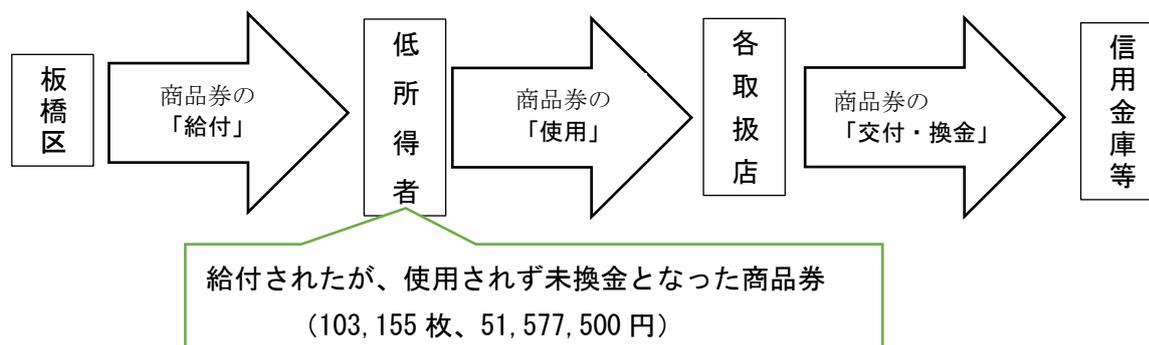
このことから委託料として概算払いされた1,114,350千円の内、転居先不明により返戻された分として、198,470千円が区に精算戻入された。

3 会計検査院現地検査（令和4年5月10日実施）における指摘事項

臨時福祉商品券給付事業として、1枚500円の区内共通商品券の発行等に係る業務を板橋区商店街振興組合連合会に委託し、区内共通商品券（1,773,060枚）を対象者（88,653人）に給付した。

しかし、対象者へ給付され、期限までに使用されなかった103,155枚に係る商品券相当

額51,577,500円について精算をしなかったことから、板橋区商店街振興組合連合会に当該額が滞留した状態となった。



そのため、会計検査院より、1「使用期限まで使用されなかった商品券を精算する仕組みが整理されていない」、2「商品券の未使用分が事務委託先等に滞留している」との指摘があり、低所得者への緊急の生活支援及び地域における消費喚起という目的のために臨時交付金が充当されたことにはならず、適切ではないとの意見がだされた。

また、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院指摘を踏まえた留意事項等」において、「商品券等の未換金相当額が換金等の事務を委託している者（商工会等）に滞留している場合は、未換金相当額等を地方公共団体に返還させること」と記載されたところである。

4 商品券未換金枚数及び金額

商品券給付枚数	1,773,060枚	金額 886,530,000円	①
商品券使用枚数	1,669,905枚	金額 834,952,500円	②
商品券未使用枚数	103,155枚	金額 51,577,500円	(①-②)

5 協議の経過と今後の対応

令和5年6月の区議会健康福祉委員会報告以降も協議を進めてきた。

(1) 前回までの動き

令和5年4月に開催された板橋区商店街振興組合連合会理事会に区も出席し、返還に向けたこれからの進め方について説明し、返還に向けて手続きを進めていくこと、また、双方が引き続き協力していく方向性が確認できた。

その後、令和5年5月に開催された板橋区商店街振興組合連合会理事会において、返還について意思の決定を行ったと報告を受けている。

今後、板橋税務署への令和2年度の収入申告の更正申告について、区も板橋区商店街振興組合連合会に全面的に協力し手続きを進めていくとともに、返還金の一部の納付等について協議と手続きを進めていく。

(2) 令和5年6月以降の動き

振連との協議を進め、全額返還に向けて次のように取り組むこととした。

① 一部返還について

振連は令和5年6月時点で返還できる金額を算定し、30,972,240円を返還する意思決定を行った。

区は令和5年7月4日に30,972,240円の返還を確認した。

② 国・東京都への納税額相当分について

税務署からの納税額分の還付について、区は振連に協力し、令和5年8月25日に板橋税務署へ納税額（約1400万円）の更正（還付）を求める「更正の請求※」の書類を提出し、同日受領された。

しかし、現在のところ振連への回答はなされていない。

③ その他の未返還金について

区から返還の請求をしている51,577,500円の内、すでに返還された30,972,240円及び、板橋税務署に更正請求している納税額相当分（約1400万円）を差し引いた、約640万円については、数年に分けて返還することで協議を進めている。

（3）今後の動き

板橋税務署において「更正の請求」が認められた場合は、その還付金をもって振連から区へ返還をしていただく。

また、残りの未返還金については、年度末に振連と協議を行う予定である。

※ 確定申告期限後に申告書に書いた税額等に誤りがあったことを発見した場合や、確定申告をしなかったために決定を受けた場合などで、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続。（国税庁ホームページより）